

# ロングステイクラブ会則 (2020年令和2年4月16日改正)

## 第1条 (名称)

本会は、ロングステイクラブ (略称 LSC) と称す。(以下、本会と記す)

本会の事務所はロングステイクラブ代表宅に置く。

## 第2条 (目的)

本会は、

1. 海外旅行、海外滞在生活を通じて、異文化を体験吸収し、また日本文化を海外に紹介し、会員相互の親睦と国際親善に寄与し、以って社会的貢献に資すること。
2. リタイヤ後の高齢化に備え海外、国内における長期保養地、適切な介護や療養を受けられる施設や制度を調査・研究し、その成果を会員とその家族及び地域社会にも広く普及を図り、安心して健康で豊かな第二の人生が送れるようにすることを目的とする。

## 第3条 (組織と活動)

1. 本会は第2条の目的を遂行するために関東支部、関西支部を置き、これを統括する本部を設ける。
2. 本会は第2条の目的に従い次の活動を行なう。
  - (1) 海外及び国内における長期滞在 (ロングステイ) に適した国や地域の情報を調査・収集・評価すること。
  - (2) 海外・国内における長期滞在や自由旅行の知識・経験・ノウハウの普及、情報交換をするために例会・セミナー・講演会等を行なうこと。
  - (3) 現役時代の豊かな職業経験を踏まえ、海外・国内の長期滞在、旅行で培った知識・異文化体験を次世代を担う青少年に伝えるために教育活動等の支援・協力を行なうこと。
  - (4) 本会の海外交流先又はこれに類する団体、グループとの提携を通じて相互訪問の促進や訪日者の受け入れ、ホームステイ等の斡旋など国際親善に寄与する活動をおこなうこと。
  - (5) 高齢化に備えて介護・療養制度に関する海外、国内の施設情報の調査・収集、終末期医療に関わる知識の習得・普及、地域団体等との連絡・情報交換を行なうこと。
  - (6) 本会の活動成果を会員に広く普及させるため会報の発行(休刊)、ホームページ、HotNews、メール等による情報発信を行なうこと。
  - (7) 会員相互の親睦を深めるため各種の同好会等の活動を行なうこと。
  - (8) その他、上記各号に関連する諸活動を行なうこと。
  - (9) 本会の会員は、本会の活動内容に賛同された方を以って組織する。

## 第4条 (入会、退会)

1. 入会:本会に入会を希望する人は、入会申込書を提出し、会費を支払うものとする
2. 退会:本会を退会しようとする会員は、退会届を本会に提出することにより何時でも退会出来る。

## 第5条 (会員の義務)

- 1.会員は本会の活動に積極的に参加し、本会の運営に協力し、入手した情報は出来る限り提出し、本会の発展に寄与するよう努めなければならない。
- 2.会員は、規定の年会費を期限内に納入するものとする。一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返却しない。
- 3.期限内に会費を納めない会員は、一定の猶予期間を置いて、「自然退会」とみなす
- 4.会員は、本会を営利目的に利用してはならない。

## 第6条 (個人情報)

LSC 活動に伴う各種イベントの開催時には写真・動画等が撮影され、その作品が会活動の中で公開されることがある。このことについては、全会員が承諾したものとする。

## 第7条 (本会の責任)

1. 会員が企画する海外旅行、滞在、その他の行事に参加する場合、それはあくまでも本人の自己責任が原則であり、本会及びリーダーなどは、事故、その他について、一切の責任を負わない。
2. 別に定める本人同意書を提出すること。

## 第8条（役員を選出、任務及び任期）

本会は、本部に代表1名、副代表、世話役、世話役補佐、顧問及び監査役をおき、支部に支部長、副支部長及び運営委員を置く。

### 1. 役員を選出

- (1) 代表は、前世話役会で選出する。
- (2) 代表は、副代表、世話役、支部運営委員会の推挙による支部長、顧問を委嘱する。
- (3) 世話役は、世話役補佐を、支部長は副支部長及び運営委員を委嘱し、代表の承認を得る
- (4) 監査役は、前世話役会で選出する。

### 2. 役員の仕事

- (1) 代表は、本会を代表して、本会全般の運営の任に当たる。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表が何らかの理由でその業務を行えない場合、代表の業務を代行する。
- (3) 世話役及び支部長は代表に協力し、担当業務を遂行する。
- (4) 世話役補佐は世話役を、副支部長及び支部運営委員は支部長を補佐し、担当業務を行う。
- (5) 監査役は、主として会計監査を行う。
- (6) 顧問は、本会の運営に関して適切な助言を行う。

### 3. 役職の任期

- (1) 任期は1年とする。ただし、2年を限度とし再任を妨げない（世話役補佐は除く）
- (2) 引継ぎ、部署の新設等により、会期の途中で就任した場合には、当該年度は年数に算入しない。

## 第9条（機関と決議及び執行）

1. 本会は次の機関を置き運営方針の議決及び執行に当たる。

### (1) 総会

- (イ) 総会は毎年5月までに開催する。
- (ロ) 総会の決議は、出席会員の過半数でもって決する。

### (2) 世話役会

- (イ) 世話役会は、代表、副代表、世話役、世話役補佐、支部長で構成し、原則として年4回開催する。
- (ロ) 世話役会は、上の構成員の過半数の出席で成立し、出席者の多数決によって議決、決定する。  
ただし、世話役および世話役補佐の議決権は、部門ごとに1票とする。  
可否同数の場合は議長が決定する。

- (3) 支部には、正副支部長及び運営委員で構成する支部運営委員会を、また、正副部長を中心とした支部長会を設置する。

2. 総会は次の事項を審議し決議する。

### (1) 活動方針案

- (2) 予算の議決と決算の承認
- (3) 会則の制定、改正、廃止
- (4) 代表及び監査役選出の承認
- (5) その他の重要事項

3. 世話役会は次の事項を行う。

- (1) 活動方針案の作成
- (2) 予算案の作成
- (3) 本会運営に関する業務
- (4) 会員の資格に関する審議

## 第10条（会計及び会計年度）

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって賄い、会計年度は毎年4月1日より翌3月31日とする。

- (1) 会計関連資料の保管は5年間とする。
- (2) 会計上の取引は全て会計帳簿他に記録する。
- (3) すべての会員は会計関連資料を何時でも事前に会計に申し出て閲覧することができる。

## 第11条（除名）

本会は本会の名誉を著しく失墜させ、もしくは本会の運営に多大な支障をきたす言動があった会員に対して、世話役会の決議を得て除名することができる。

その際、世話役会は本人に弁明の機会を与え審議の参考とする。

## 第12条（その他）

本会則に明示されていない事項は、必要に応じて世話役会で協議し決定する。

（付則一改訂歴） 本会則は、平成8年11月16日開催の総会決議をもって発効した。

本会則は、下記開催日の総会、または臨時総会決議をもって一部を改定した。

平成11年11月20日、平成13年2月23日、平成14年11月25日、平成15年4月26日、平成16年1月31日、平成17年1月30日、平成19年1月27日、

平成20年12月8日改定（会計年度時期、定時総会の時期）

平成23年5月14日、平成24年5月10日改定（役職の任期、支部長の追加、会計帳票の記録・保管期限と閲覧権）

平成25年5月30日改定（目的の追加、関東支部追加、活動項目の追加）

平成26年4月1日改定（本部の開催支部への移管に伴って事務所の所在地を本部世話役会員担当前田多加士宅に変更）

平成27年4月23日改訂（本会の事務所を本部世話役会員担当宅に変更、役員選出の改正）平成28年4月28日（本部総会にて承認・改定（会計関連資料の保管期限5年から3年に短縮）平成29年4月16日（本部総会にて承認・改定（会計関連資料の保管期限3年から5年に延長、会計帳簿を会計帳簿他に改定）

平成30年5月6日改定（「本会の事務所はロングステイクラブ本部世話役会員担当宅に置く」を「本会の事務所はロングステイクラブ代表宅に置く」に改定）

令和2年4月16日、個人情報に係る規定の追加（会での活動に伴って撮影される動画や写真等の映像を会の会合や会報、ホームページ等で公開することの承諾の包括規定の追加とそれに伴う逐条番号の繰り下げ）

## （参考）和暦・西暦対比表

平成1年 →1990年（LSCの創設年）

平成8年 →1996年

平成11年 →1999年

平成20年 →2008年

平成23年 →2011年

平成25年 →2013年

平成26年 →2014年

平成28年 →2016年

平成30年 →2018年

令和02年 →2020年